

(仮称)越谷市手話言語条例の素案に対する意見要旨と市の考え方について

○実施期間：平成29年8月1日から平成29年8月31日まで

○意見提出者：59人 意見項目数：51件（意見総数220件）

1 条例の素案に対する意見

No	主な該当箇所	意見要旨	意見数	市の考え方
1	全体	ぜひ、市民の力も借りて、一緒に共生のまちづくりを推進して いって欲しい。 ろう者の言葉、「手話」が自然なものとして受け入れられる社会 になるよう期待します。	1	条例制定後、多くの市民に手話へ関心を持っていただけるよう、 手話に対する理解及び普及の促進をしていきたいと考えておりま す。
2	全体	聞こえない人にとっての条例ではありません。聞こえる人たちが どれだけ関わっていけるようになるかといった、広い視点で条例 を作ってください。	2	本条例は、社会的な障壁によって分け隔てられることなく、すべ ての市民がともに生きることのできる地域社会の実現に寄与する ことを目的としております。 条例制定後、多くの市民に手話へ関心を持っていただけるよう、 手話に対する理解及び普及の促進をしていきたいと考えておりま す。
3	全体	手話言語条例の制定について、ろう者に対して、いままでどんな 不便があったかや、差別された経験等をじっくり聞いて欲しい。 聞こえる人と聞こえない人が共生していく社会になるためには、 違いを知り、異なる文化と生きる知恵をお互いに出し合うことが 大事なのだと思う。	1	本条例素案は、聴覚に障がいのある方や、支援者の方々との意見 交換会を開催し、ご意見を伺いながら作成してまいりました。ま た、ろう者の方からは、これまでの経験等について伺わせていた だきました。 条例制定後も引き続き、手話に対する理解及び普及の促進をして いきたいと考えております。
4	前文	【条文中の「手話」の表記について】 ・条文中に「日本手話」という文言を入れて欲しい。 ・日本で用いられている、言語としての「手話」は一般的に「日 本手話」と呼ばれ、学術研究の中でも認められている。「日本手 話（以降手話とする）」と言った書き方にすると、より理解が深 まるとともに取り組み方が明確になって良いと思います。 ・「手話」だけでは何を指すのか曖昧です。はっきりと「日本手 話」と表記することを望みます。	17	日本手話は、独自の語彙、文法等の言語体系を有する、日本語と 同様の自然言語であるとの認識を示すことで、本条例が言語条例 であることが明確となります。よって、日本において使用されて いる様々な手話を広く理解及び普及の促進の対象としながらも、 前文中に「日本手話」について表記いたします。

(仮称)越谷市手話言語条例の素案に対する意見要旨と市の考え方について

No	主な該当箇所	意見要旨	意見数	市の考え方
5	前文	<p>【条文中の「聴覚に障がいのある方」の表記について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文中に「ろう者」という文言を入れて欲しい。 ・「聴覚に障がいのある方」の部分で、「ろう者をはじめとする、手話を言語として日常使用している聴覚障がい者」としてください。 ・「聴覚に障がいのある方」ではなく「ろう者」という表記を望みます。 ・条文中に「ろう者」という表現を入れてください。また、すべてを「ろう者」という表記に統一するのではなく、「難聴者」「中途失聴者」といった表記もあって当然であると考えます。 ・言語としての手話を必要とする方は、一般的に「ろう者」を指します。「聴覚に障がいのある方」ではなく「ろう者」といった書き方にすると、より理解が深まるとともに、取り組み方が明確になって良いと思う。 ・手話ができない聴覚障がい者もあり、素案の表現では誤解を招く恐れがあると考えます。そのため、「聴覚に障がいのある方」ではなく「ろう者、ろう児並びに市民（日本手話ができる人）」としたほうが良いと思います。 	17	<p>前文中に、「日本手話」について表記するに当たり、日本手話を使用しているろう者に対する認識を示すことが、手話に対する更なる理解及び普及の促進につながると考え、前文中に「ろう者」を表記いたします。</p> <p>また、「聴覚に障がいのある方」の表記について、手話を使用する方々の状況を踏まえ、より適切な表現に修正いたします。</p>
6	第5条 (施策の推進)	手話に関する施策をまとめた、推進計画の策定について条文中で定めるべき。また、推進計画の策定にあたっては、定期的に会議を開催し、当事者や関係者からの意見聴取や、施策の進捗報告等を行って欲しい。	38	推進計画の策定により、手話に関する施策の展開状況や、進捗管理を効率的に行うことができることから、手話に関する施策を推進するための計画（推進計画）の策定及び策定にあたっての意見聴取について、条文中に表記いたします。
7	第5条 (施策の推進)	小中学校における総合的な学習において、聴覚障害者協会や手話サークルなどと協力して進めて欲しい。	1	推進計画の策定にあたっての参考とさせていただきます。
8	第5条 (施策の推進)	手話の授業が行われるようになると、子どもたちが手話や聴覚障がい者について学んだことを家族に教えることになり、多くの人に理解が広まると思う。	1	
9	第5条 (施策の推進)	耳の不自由な子どもたちが、地域でも様々な教育の機会が得られるようにしてもらいたい。	1	

(仮称)越谷市手話言語条例の素案に対する意見要旨と市の考え方について

No	主な該当箇所	意見要旨	意見数	市の考え方
10	第5条 (施策の推進)	市長や市職員は、挨拶などの簡単な手話を覚えて、コミュニケーションをとって欲しい。 それを見る市民が条例に関心を持ち、啓発に繋がると思います。	5	
11	第5条 (施策の推進)	定期的到手話に関するイベント等を行い、条例の周知を進めて欲しい。また、市が主催するイベント等には、手話通訳や要約筆記の依頼が当たり前になるよう、障害福祉課が中心となってはたらかせてください。	3	
12	第5条 (施策の推進)	市内の小中学校に通う難聴児自身が、手話での学習を求める場合、最大限の配慮をしてもらいたい。	4	
13	第5条 (施策の推進)	市職員の採用枠に、聴覚障害者も入れて欲しい。	1	
14	第5条 (施策の推進)	小中学校や幼稚園などで、子どもたちが手話に触れる機会を増やせないか。	5	
15	第5条 (施策の推進)	小中学校において積極的に手話の指導を進めるため、教職員を対象とした手話講習会を実施して欲しい。	9	
16	第5条 (施策の推進)	近未来に向け、次世代にも恒久的にこの条例を理解してもらうためには、小中学生に対しての手話やろう者に関する学習が不可欠です。 教育委員会で、小中学校の手話教育に関するモデル指導案を作成し、積極的に手話学習に取り組むよう努めてください。	17	
17	第5条 (施策の推進)	小学校で、英語教育のように手話の時間を取り入れてみてはどうでしょうか。 小さい頃から言語である手話に触れていれば、抵抗無くろう者の方とも接することができ、コミュニケーションがとれると思います。	3	
18	第5条 (施策の推進)	市内にある公立・私立の高等学校、大学、短期大学、専門学校等にも、手話を学ぶ環境整備について、積極的に情報提供をしてください。 また、幼少期から、自然に積極的にろう者と交流する場、手話とふれる場の環境を提供できるよう、市内の保育所や幼稚園にも情報提供をしてください。	1	
19	第5条 (施策の推進)	小中学校の体験学習や総合学習のように、高校でも手話を授業に取り入れて欲しい。	1	

(仮称)越谷市手話言語条例の素案に対する意見要旨と市の考え方について

No	主な該当箇所	意見要旨	意見数	市の考え方
20	第5条 (施策の推進)	市長をはじめとする市職員が、手話の学習と聴覚障がい者の特性、手話通訳や聴覚障害者に関する制度について正しく学習する機会を現在より増やし、本条例の広告塔となり、市民の手本になることを求めます。	10	
21	第5条 (施策の推進)	市と関係のある公共施設等に対して、手話の研修や指導を行って欲しい。	3	
22	第5条 (施策の推進)	さらに庁舎内の手話通訳に対応できるよう、複数の手話通訳者を市の正規職員として採用してください。	1	
23	第5条 (施策の推進)	市役所の各窓口到手話で対応できる職員を配置し、バッジや名札等で分かるようにして欲しい。	1	
24	第5条 (施策の推進)	市立病院に、手話のできる職員や聴覚障がいに関するアドバイスができる人を配置して欲しい。	9	
25	第5条 (施策の推進)	生まれてきた子どもに聴覚障がいがあった場合の相談窓口や、当事者、支援団体から情報提供できるような場を設けてもらいたい。	2	
26	第5条 (施策の推進)	手話は言語であること、手話によって思考の深化が可能であることなどを、医療機関関係者に周知・啓発してください。	6	
27	第5条 (施策の推進)	市内の医療機関、企業、店舗等に対して、条例の周知を図り、手話という言葉についてや聴覚障害者への理解を進めて欲しい。	3	
28	第5条 (施策の推進)	災害時の警報や市からの通知について、手話動画なども用いて配信して欲しい。	4	
29	第5条 (施策の推進)	手話を広めていく拠点となる、手話講座やサークル等の場所の確保をして欲しい。	1	
30	第5条 (施策の推進)	コミュニケーション支援事業を、もっと充実させて欲しい。	1	
31	第5条 (施策の推進)	本条例の他、障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法などが施行され、手話通訳の依頼はますます増えると思われます。近隣の他市の状況と比べても、要約筆記者派遣も始めている越谷市は、担当する職員の数が非常に少ないです。制度の充実に努めることを求めます。	6	

(仮称)越谷市手話言語条例の素案に対する意見要旨と市の考え方について

No	主な該当箇所	意見要旨	意見数	市の考え方
32	第5条 (施策の推進)	認知症サポーター養成講座をヒントに、手話を広めたり、聴覚障がい者にちょっとした配慮や手助けができる人の養成講座を開催して欲しい。	1	
33	第5条 (施策の推進)	手話に関する講習会の回数を増やして欲しい。	2	
34	第5条 (施策の推進)	手話通訳者が増えるような施策を実施して欲しい。また、専任通訳者を増員してもらいたい。	1	
35	第5条 (施策の推進)	手話通訳者派遣事業において、派遣対象内容の幅を広げてもらえないか。	1	
36	第5条 (施策の推進)	中途失聴者や難聴者のための手話講習会を開催して欲しい。	2	
37	第5条 (施策の推進)	本条例の主旨を、いかに市民に広げるかを考えることが大切であると考えます。できれば、越谷の特色を活かしたものを希望します。 例えば、「イオンレイクタウン」は今や越谷の代名詞にもなっています。このような大型ショッピングモールに協力をいただき、市民向けの手話啓発イベントを毎年開催できるよう、市としてはたらきかけをしてください。	10	
38	第5条 (施策の推進)	手話に対する正しい理解を広めるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携をしてもらいたい。	6	
39	第5条 (施策の推進)	手話学習者は主婦層が多いため、講習会時や、手話通訳登録派遣者が仕事をする際の託児機能を設けて欲しい。	2	
40	第5条 (施策の推進)	広報こしがやに、手話言語条例のこと、手話のこと、ろう者のこと、手話通訳のことなど、「手話」に関する情報提供となる記事の連載や、簡単な手話などの紹介を漫画や動画(QRコード)などを含めて情報提供してください。 ホームページにも、手話言語条例の施策に関するコーナーを設け、動画も含めて随時配信してください。	3	
41	第5条 (施策の推進)	「いきいき越谷」で手話のコーナーを設け、日常的に手話や、単語の語源などを教えて欲しい。	1	

(仮称)越谷市手話言語条例の素案に対する意見要旨と市の考え方について

No	主な該当箇所	意見要旨	意見数	市の考え方
42	第5条 (施策の推進)	条例の周知に際してパンフレット等を作成する場合は、当事者や関係者と調整し、一般市民用以外に、子供用や企業用、医療機関用等、より理解しやすく、目的に合ったものを作成してもらいたい。	7	
43	第5条 (施策の推進)	市民全員が手話を習得し、手話で話すのが当たり前の環境にならないか。	1	
44	第5条 (施策の推進)	広報こしがやや、配布資料等の相談窓口欄に、FAX番号を記載してほしい。	1	
45	第5条 (施策の推進)	広島の平和祈念集会などで、手話通訳者が横にいるのにテレビには映らない。もっとテレビで手話を見せることが大切だと思う。	1	
46	第5条 (施策の推進)	町内会の会議等にも、手話通訳者をつけて欲しい	1	
47	第5条 (施策の推進)	手話に対する理解及び普及の促進について、具体的にどのように進めていくのか。	1	
48	その他	パブリックコメントの結果(件数等)を公表してもらいたい。	1	
49	その他	条例の素案について、市の職員から直接説明を聞きたい。	1	本条例素案に対するパブリックコメントの実施においては、条例素案を手話に翻訳した動画を、市公式ホームページ上に掲載させていただきました。
50	その他	国において「手話言語法」の制定を早急に進めるよう、繰り返しはたらきかけてください。その際、「学習指導要領」への手話言語に関する学習についても導入するようはたらきかけてください。	1	ご意見として承ります。
51	その他	手話言語条例に関する業務について、新たな部署を設けてはどうか。	1	ご意見として承ります。